

定住自立圏の形成に関する協定書

平成 2 2 年 9 月

室蘭市・豊浦町

定住自立圏の形成に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と豊浦町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西いぶり定住自立圏の中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるもの）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携を図りながら、定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実に努めるとともに、地域資源を活用した経済の活性化と交流の促進に努め、安心して暮らし続けることができる西いぶり定住自立圏の形成について、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策の分野の取組において、相互に役割分担と連携を図り、共同し又は補完するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策の分野
- （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策の分野
- （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策の分野

（事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担及び前項に規定する費用の負担については、その都度、甲乙協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定を変更する場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲及び乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙の協議の上、その解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年9月30日

室蘭市幸町1番2号

甲 室蘭市

市長 新 宮 正 志

虻田郡豊浦町字船見町10番地

乙 豊浦町

町長 工 藤 國 夫

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策の分野

1. 医療

（1）地域医療体制の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の医療機関間の連携を促進することにより、住民の安心を支える地域医療体制の充実を図る。	<p>ア.電子カルテなど診療情報を医療機関間で共有する「医師・医療機関間相互連携システム」について、甲の区域内における医療機関の参加を促進するとともに、室蘭地域医療連携協議会を中心に当該システムの充実に取り組む。</p> <p>イ.乙の区域内の医療機関と連携し、ICT利用の遠隔妊婦健診等の実施により、周産期医療の充実に取り組む。</p>	<p>ア.乙の区域内における医療機関について、「医師・医療機関間相互連携システム」への参加を促進し、甲の区域内の医療機関との連携による医療体制の充実に取り組む。</p> <p>イ.甲の区域内の医療機関と連携し、ICT利用の遠隔妊婦健診等の実施により、周産期医療の充実に取り組む。</p>

2. 防災

（1）地域防災体制の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
有珠山噴火をはじめとする災害時の相互応援体制を構築するとともに、市立室蘭総合病院の医療従事者による災害派遣医療チーム(DMAT)の編成により、地域防災体制の充実を図る。	<p>ア.災害時における職員派遣や資機材提供、避難施設の提供をはじめ、甲が関係機関と締結する協定内容に基づく支援など、乙と相互応援体制を構築する。</p> <p>イ.市立室蘭総合病院の医療従事者等による災害派遣医療チーム(DMAT)を編成し、必要資機材の整備を行う。</p>	<p>ア.災害時における職員派遣や資機材提供、避難施設の提供など、甲と相互応援体制を構築する。</p>

3. 観光

(1) 広域観光の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
室蘭市のものづくり資源や、登別温泉・洞爺湖温泉、洞爺湖有珠山ジオパーク、縄文遺跡群など、圏域の観光資源を活用し、広域的な滞在型・体験型観光の推進を図る。	ア. 関係団体等と連携し、地域資源を活用した観光プログラム・ルートの開発に取り組む。 イ. 関係団体等と連携し、観光客の受入れに係る案内情報の充実や、拠点施設整備、人材育成に取り組む。 ウ. 関係団体等と連携し、国内外の観光客誘致に取り組む。	ア. 関係団体等と連携し、地域資源を活用した観光プログラム・ルートの開発に取り組む。 イ. 関係団体等と連携し、観光客の受入れに係る案内情報の充実や、拠点施設整備、人材育成に取り組む。 ウ. 関係団体等と連携し、国内外の観光客誘致に取り組む。

4. 環境

(1) 地域環境関連活動の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
省エネ・省資源などにかかわる住民の環境意識向上や、温室効果ガスの削減に対応した事業者の取組支援、不法投棄の防止など、圏域における環境関連活動の推進を図る。	ア. 環境家計簿の普及促進や環境セミナーの開催等による住民の環境意識向上について、乙と連携し取り組むとともに、温室効果ガスの削減などにかかわる事業者の取組を、室蘭テクノセンター等と連携し支援する。 イ. 不法投棄防止の促進や住民等の意識向上について、乙と連携し取り組む。	ア. 甲と連携し、住民の環境意識向上に取り組むとともに、温室効果ガスの削減などにかかわる事業者の取組を支援する。 イ. 不法投棄防止の促進や住民等の意識向上について、甲と連携し取り組む。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進し、低炭素社会に対応した圏域のエネルギー利用を図る。	ア. 木質ペレット・地熱・太陽光・風力など地域資源を活用した再生可能エネルギーについて、公共及び民間施設での利用促進に取り組む。	ア. 木質ペレット・地熱・太陽光・風力など地域資源を活用した再生可能エネルギーについて、公共及び民間施設での利用促進に取り組む。

5 . 教育

(1) 広域学校教育の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
室蘭工業大学や室蘭市青少年科学館との連携による理科教育、ものづくり教育の充実をはじめ、圏域の資源を活用した総合学習の推進により、広域的な学校教育活動の推進を図る。	<p>ア . 室蘭工業大学及び青少年科学館の施設活用や出前講座等により、乙の区域内の小中学校における理科教育や、ものづくり教育の充実を支援する。</p> <p>イ . 乙の区域内の資源を活用し、小中学校における広域的な総合学習を推進するとともに、乙の推進する広域的な総合学習に協力する。</p>	<p>ア . 甲と連携し、小中学校における理科教育や、ものづくり教育の充実を図る。</p> <p>イ . 甲の区域内の資源を活用し、小中学校における広域的な総合学習を推進するとともに、甲の推進する広域的な総合学習に協力する。</p>

(2) 広域社会教育の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
洞爺湖有珠山ジオパーク・縄文遺跡等の地域資源の活用や、室蘭工業大学・青少年科学館との連携により、広域的生涯学習を推進し、生涯学習人材の育成・活用に連携して取り組むとともに、文化・スポーツ活動等における連携促進により、広域的な社会教育活動の推進を図る。	<p>ア . 乙と連携し広域的な生涯学習、文化・スポーツ等の社会教育活動を推進するとともに、乙の実施する各種事業内容の市民周知に協力する。</p> <p>イ . 乙と連携し生涯学習人材の育成に取り組むとともに、講師派遣等の人材の活用に協力する。</p>	<p>ア . 甲と連携し広域的な生涯学習、文化・スポーツ等の社会教育活動を推進する。</p> <p>イ . 甲と連携し生涯学習人材の育成に取り組むとともに、講師派遣等の人材の活用に協力する。</p>

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策の分野

1. ICTネットワーク

（1）行政情報ネットワークの推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
地域に密着した暮らしの安全・安心情報等に関するメール配信システムをはじめ、図書館の広域利用や教育情報システムの共同化など、行政情報ネットワークの構築を推進する。	ア. 地域に密着した安全・安心等の情報発信を図るため、乙と共有できるメール配信システムの構築及び運営を行う。 イ. 乙と共同で、図書館情報システム等の行政情報ネットワークの構築及び運営に取り組む。	ア. 甲と連携し、地域に密着した安全・安心等の情報発信を図るため、メール配信システムの運営を行う。 イ. 甲と共同で、図書館情報システム等の行政情報ネットワークの運営に取り組む。

2. 地産地消

（1）西胆振農水産物の消費拡大

取組内容	甲の役割	乙の役割
地元で生産される農水産物の圏域内での消費拡大を図るため、地元農水産物の消費啓発活動を推進し、圏域における地産地消を促進する。	ア. 乙と連携し、地元農水産物の消費拡大に向けて、旬の食材や調理方法、地域の食材を活用した加工品等に係る住民周知など啓発活動を行う。	ア. 甲と連携し、地元農水産物の消費拡大に向けて、旬の食材や調理方法、地域の食材を活用した加工品等に係る住民周知など啓発活動を行う。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策の分野

1. 人材育成

（1）人材育成の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
行政機能の多様化、高度化に対応した人材の育成を図るため、合同による研修や室蘭工業大学との連携による研修等を行う。	ア. 乙と連携し合同での職員研修を実施する。 イ. 室蘭工業大学と連携し、政策形成や職員の能力向上にかかわる研修等を実施する。	ア. 甲と連携し合同での職員研修を実施する。 イ. 室蘭工業大学と連携し、政策形成や職員の能力向上にかかわる研修等を実施する。